



平成 30 年 5 月 18 日

各 位

会社名 第一工業製薬株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 坂本 隆司  
(コード番号 4461 東証一部)  
問合せ先 取締役 総合企画本部長 山路 直貴  
(TEL 075-323-5951)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 154 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、これまで幅広い分野へ向け事業展開を行ってまいりました。今般、ライフサイエンス分野への注力を図り、高齢化社会の課題に対して新たな事業展開を進めるため、現行定款第 3 条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 154 期定時株主総会で「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第 6 条が規定する発行可能株式総数を株式併合の割合（5 分の 1）に合わせて、102,110,000 株から 20,422,000 株に変更するものであります。
- (3) 全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株とするため、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 154 期定時株主総会で「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第 8 条に規定する単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。
- (4) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設を行うものであります。  
また、条文の新設に伴い、現行定款第 16 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。
- (5) 上記（2）及び（3）の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は株式併合の効力発生日の経過をもってこれを削除するものいたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的)	(目的)
第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の各製品およびその応用製品の製造、加工および販売ならびに輸出入	1. 次の各製品およびその応用製品の製造、加工および販売ならびに輸出入
(1)～(6) (条文記載省略)	(1)～(6) (現行どおり)
(新 設)	<u>(7)一般食品および保健機能食品</u>
(7)～(8) (条文記載省略)	(8)～(9) (現行どおり)
2. ～11. (条文記載省略)	2. ～11. (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>102,110,000株</u> とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,422,000株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(新 設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
	<u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第16条～第39条 (条文記載省略)	第17条～第40条 (現行どおり)
(新 設)	附則
	<u>第 6 条および第 8 条の変更は、当社第154期定時株主総会の第 2 号議案に係る株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

3. 株式併合、単元株式数の変更及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 30 年 5 月 18 日
定時株主総会決議日	平成 30 年 6 月 26 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	
第 3 条 (目的)	平成 30 年 6 月 26 日 (予定)
第 6 条 (発行可能株式総数)	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
第 8 条 (単元株式数)	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	平成 30 年 6 月 26 日 (予定)

4. その他

本日別途、「株式併合及び単元株式数の変更並びに配当予想の修正に関するお知らせ」を開示しております。

以 上